

2012年11月30日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 御中

三菱 UFJ 投信株式会社

## 「申入書」へのご回答

2012年10月30日付「申入書」に下記のとおり、回答させていただきます。

### 記

「申入書」において検討されている「三菱 UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ（円コース・米ドルコース除く）」、「PIMCO ニューワールドインカムファンド（円コース・米ドルコース除く）」（以下、「本件商品」といいます。）の交付目論見書における「為替ヘッジ」、「為替ヘッジ取引」、「為替ヘッジプレミアム」、「為替ヘッジコスト」等、「為替ヘッジ」及びそれに類する文言（以下、「為替ヘッジ等」といいます。）については、以下の方針に従い表示しており、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます。）上の問題はないものと考えております。

また、本件商品に係る交付目論見書においては、本件商品の購入を検討される投資家の皆様に対して適切に本件商品の目的・特色、投資リスク等を説明しているものと考えております。とは申しましても、貴団体からの「申入書」は、大変貴重なご意見であると承りました。当社と致しましても、社団法人投資信託協会等における議論の動向なども踏まえながら、交付目論見書の記載を投資家の皆様によりわかりやすい表現とすることを検討しております。

#### 1 「為替ヘッジ」の意義

「為替ヘッジ」の意義は、「将来の為替変動を回避（ヘッジ）するために、将来の為替レートを予め固定しておくこと」です。

為替レートとは「ある通貨を売って、別の通貨を買う」際の「取引レート」のことです。から、「為替ヘッジ」とは、具体的には「ある通貨 A と別の通貨 B の為替レートの変動を回避（ヘッジ）するために、将来の為替レートを予め決まったレートに固定しておくこと」を意味します。具体的にどの二通貨の間の為替変動を回避（ヘッジ）するものかは用語が用いられる場面によって定まってきます。当然のことながら、円に対する「為替ヘッジ」

を行う場合は円との間の為替リスクは低減されますが、それ以外の通貨に対する「為替ヘッジ」を行う場合は円との間の為替リスクは低減されず、むしろ、当該他の通貨の円との間の為替リスクを受けることとなります。

## 2 交付目論見書における為替ヘッジ等の表示

以下では「三菱 UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ (円コース・米ドルコース除く)」から、「ブラジルリアルコース」の交付目論見書 (以下、「本件目論見書」といいます。) を例として、ご説明を致します。他の本件商品においても、為替ヘッジ等の文言の用法については同様ですので、回答を省略させていただきます。

### (1) 本件目論見書本文「ファンドの目的・特色」・「投資リスク」の項の表示

本件目論見書本文中において最初に「為替ヘッジ」に言及した部分 (1 頁「ファンドの特色 2」) では、「米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替ヘッジ (米ドルコースを除く)」のように、必ずしも円に対する為替ヘッジを行う (円との間の為替リスクを低減させる) ものでないことが理解できるように説明、表示しております。

本件目論見書本文中のそれ以降の為替ヘッジ等の文言につきましても、必ずしも、円に対する為替ヘッジ、すなわち、外貨建て資産の円との間の為替リスクを取り除く、または低減させる取引を意味するものではないことが明確に説明、表示した上で用いることとしております。例えば、「ファンドの特色」ページにおいては、各通貨の対円での為替変動と各ファンドの基準価額の関係を図示し、米ドル売り・各ファンドの対象通貨買いの為替ヘッジを行うため、各ファンドの基準価額が各通貨の対円での為替変動により影響を受け下落することがあることが一目でわかるように示しております。さらに、「投資リスク」のページにおいては、「各ファンドの組入外貨建資産は米ドル建て資産ですが、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替ヘッジを行うため、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。」との記載を行うことにより、本件商品には為替変動リスクがあることを説明した上で、特に重要な事項であるため、枠囲みとし、背景色を付し目立つようにするなど工夫もしておりますため、投資家の皆様にも十分にご理解いただけるものと考えております。

なお、特に円に対する為替ヘッジを行い円との間の為替リスクを低減させるものを意味する場合には、円に対する為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る旨を明記しております。

## (2) 本件目論見書表紙裏「属性区分」における表示

本件目論見書表紙裏「属性区分」の「為替ヘッジ」の欄の表示は、円建てで投資信託を購入する投資家が、投資信託の外貨建て資産について円との間の為替リスクを負うか否かの判断に供するために、他のファンドの交付目論見書も含め、円に対する為替ヘッジの有無を記載する欄ですので、円に対する為替ヘッジの有無を記載しております。この点は、表の欄外に「属性区分の内容の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。」と注書を行って説明しております。

## 3 景品表示法に関するご指摘について

一般に、景品表示法上の「著しく優良であると示す」表示か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となるとされております(公正取引委員会が制定した「不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針(平成15年10月28日)」第1.2(2)第3段落、東京高等裁判所平成22年10月29日判決(公正取引委員会審決集第57巻162頁))。

この点、貴団体の「申入書」においては、「為替ヘッジ」という特定の文言のみに着目し、本件目論見書が「実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示」に該当し、景品表示法上問題がある旨指摘されております。しかしながら、本件目論見書における為替ヘッジ取引等の表示は、前記2でご説明したとおり、その表示内容全体をみれば、それぞれの記載部分において、その意味が明確になるように記載をしているため、「実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示」に該当するものではございません。

## 4 まとめ

以上のとおり、本件目論見書における為替ヘッジ等の用語の使用については、景品表示法上の問題はなく、その他の点も含めて、本件目論見書は、本件商品の購入を検討される投資家の皆様に対して適切に本件商品の目的・特色、投資リスク等を説明しているものと考えております。

とは申しましても、貴団体からの「申入書」は、大変貴重なご意見であると承りました。当社と致しましても、社団法人投資信託協会等における議論の動向なども踏まえながら、交付目論見書の記載を投資家の皆様によりわかりやすい表現とすることを検討しております。

以上

(本件に係るお問い合わせ先：コンプライアンス部長 小山恵司 03 - 6250 - 5282)